

令和3年4月13日
沖縄都市モノレール株式会社
3両化推進室

令和3年4月2日付 広告沖モ第1号 「沖縄都市モノレール新車両基地地盤改良工事」
に係る質問への回答（その4）

<質問及び回答>

- ① 地盤改良工事の処分費等積上げ分（処分費、水道料金）は、処分費対象で宜しいでしょうか？ご教授願います。
→土木工事標準積算基準書の「第2章工事費の積算－②間接工事費－2. 共通仮設費－(2)算定方法－5 間接工事費等の項目別対照表」における処分費等として積算しています。

- ② 地盤改良工事の処分費等積上げ分（第3表）において、土砂処分費の対象は、普通土砂又は地盤改良時に発生する建設汚泥でしょうか、ご教授願います。また、処分費に相違があった場合は、変更協議の対象になりますか。
→地盤改良で発生する改良余剰土は土砂として取り扱う事としており、土砂処分費を計上しています。処分費については、協議の対象とします。

- ③ 磁気探査業務は、間接費及び一般管理費対象外と解釈してよろしいでしょうか。また、磁気探査業務の形状は直接工事費に加算するのか、工事原価に加算するのかご教示願います。
→磁気探査業務は磁気探査積算基準（沖縄県土木建築部）により積算し、磁気探査業務価格（直接調査費、間接調査費、諸経費、解析等調査業務費）と工事価格（直接工事費、諸経費）を合算しています。